

キャンパス・ハラスメント防止委員会規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、学校法人昭和女子大学（以下「本学」という。）におけるキャンパス・ハラスメントの防止及び排除並びに全学関係者の啓発に努め、キャンパス・ハラスメントが生じた場合の対応に関し必要な事項を定める。

(キャンパス・ハラスメント)

第2条 この規程において「キャンパス・ハラスメント」とは、キャンパスのあらゆる場での差別的扱い及び就学上又は就業上の利益又は不利益を与えうる関係を利用した個人の尊厳を侵害するすべての行為をいう。

(適用対象)

第3条 この規程は、本学の構成員である園児、児童、生徒、学生、オープンカレッジ受講生並びに常勤及び非常勤教職員のすべてを適用対象とする。

第2章 キャンパス・ハラスメントに係る相談

(キャンパス・ハラスメント相談員の任命)

第4条 キャンパス・ハラスメントの相談に応じるため、キャンパス・ハラスメント相談員（以下「相談員」という。）を置く。相談員は、次の基準に基づき、理事長が任命する。

- (1) 大学及び短大の教員から学長が指名した者 若干名
- (2) 附属校の教員から各校長が指名した者 若干名
- (3) 学園本部、大学及び附属校の事務職員から理事長が指名した者 若干名

2 相談員は、防止委員会の委員と兼ねてはならない。

3 理事長は、必要に応じて、外部の有識者を相談員として任命することができる。

4 相談員の任期は2年とし、再任は妨げない。

(相談員の役割等)

第5条 相談員の役割等については、別に定める「キャンパス・ハラスメント相談員細則」に拠る。

第3章 キャンパス・ハラスメント防止委員会

(キャンパス・ハラスメント防止委員会の設置)

第6条 第1条に規定する目的を達成するため、本学にキャンパス・ハラスメント防止委員会（以下「防止委員会」という。）を置く。

(防止委員会の構成)

第7条 防止委員会は、次の委員をもって構成する。

- (1) 理事長が指名した者 1名
- (2) 大学及び短大の教員から学長が指名した者 5名
- (3) 附属校の教員から各校長・園長が指名した者 2名（幼稚部・初等部から1名、中高部から1名）
- (4) 学園本部、大学及び附属校の事務職員から理事長が指名した者 4名
(委員長)

第8条 防止委員会に委員長を置き、理事長が任命する。

(委員の任期)

第9条 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。

(防止委員会の取るべき措置)

第10条 防止委員会は、相談員からの報告に基づき、次の各号に示す措置を行うことができる。

(1) 通知措置

キャンパス・ハラスメントの被害を申し立てた者（以下「申立人」という。）の被害の程度や諸事情から、問題解決のために申立人が以下の（2）調停措置や（3）処罰を伴う強制的な措置（以下「排除措置」という。）を望まない場合、また相手方（以下「被申立人」という。）に対し注意や警告が必要と判断された場合に、被申立人に対し、防止委員会委員長名の文書で注意又は警告をする。

(2) 調停措置

申立人が問題解決のために調停措置を希望した場合、調査委員会が申立人（申立人の関係者を含む）及び被申立人から事実関係の調査を行った結果を踏まえ、調停委員会が申立人及び被申立人にそれぞれ個別に調停案を提示し、合意事項を文書で確認し押印を求める。ただし、申立人から要請があった場合は、申立人及び被申立人双方の立ち会いのもとに調停措置を行うことができる。

なお、調停委員会は申立人及びその関係者、被申立人から必要な聴取を行うことができる。

(3) 排除措置

申立人の被害の程度・内容の重大性から処罰を伴う強制的な排除措置について、当該部門長に上申することができる。

2 申立人が、通知措置を望む場合であっても、防止委員会において相談内容の重大性から判断し、調停措置又は排除措置へ移行することがある。ただし、この場合においても、原則として申立人の意志を第一義に尊重することとする。

3 通知措置の実施に際しては、申立人の氏名を伏せ、プライバシーを尊重するとともに、苦情を申し立てられた被申立人の報復措置を禁止する等の十分な配慮を行うこと

とする。

- 4 調停措置における調停案に盛られた、就労・修学環境の修復については、調停委員会が責任を持って行うこととする。
- 5 第1項に示す措置のいずれの場合においても、防止委員会を通して理事会に報告しなければならない。

第4章 キャンパス・ハラスメント調査委員会

(キャンパス・ハラスメント調査委員会の設置)

第11条 防止委員会は、若干名をキャンパス・ハラスメント調査委員（以下「調査委員」という。）として選出する。

- 2 調査委員は、キャンパス・ハラスメント調査委員会（以下「調査委員会」という。）を構成する。

ただし、当該申し立ての当事者の所属部署の委員は、含まないものとする。

- 3 防止委員会委員長は、必要に応じて、外部の有識者を調査委員として任命することができる。

(聴取・調査)

第12条 申立人が本学に対して、被申立人に何らかの措置を求めたとき、又は防止委員会が必要と認めたときは、第11条の規定により、調査委員会を設置する。

- 2 調査委員会は、相談員、申立人及びその関係者、被申立人から事情を聴取して事実を究明するとともに、問題解決のための必要な措置にも言及する調査報告書を防止委員会に提出するものとする。
- 3 防止委員会は調査報告書を検討し、学内関連規程に基づき、速やかに結論を出し、必要な措置案を付して、当該部門長等および被申立人に勧告し、申立人にそれを伝える。

(調査委員会の役割等)

第13条 調査委員会の役割等については、別に定める「キャンパス・ハラスメント調査委員会細則」に拠る。

第5章 キャンパス・ハラスメント調停委員会

(キャンパス・ハラスメント調停委員会の設置)

第14条 防止委員会は、必要に応じて若干名の委員をキャンパス・ハラスメント調停委員（以下「調停委員」という。）として選出する。

- 2 調停委員は、キャンパス・ハラスメント調停委員会（以下「調停委員会」という。）を構成する。

ただし、当該申し立ての当事者の所属部署の委員は、含まないものとする。

- 3 防止委員会委員長は、必要に応じて、外部の有識者を調停委員として任命すること

ができる。

(調停)

第15条 申立人が被申立人との話し合いを求めた場合は、防止委員会は、相談員からの報告に基づき、第14条の規定により調停委員会を設け、調停委員会は、第10条に従い調停を行う。

2 調停委員は、調停が円滑に進むように話し合いを支援する。

3 調停結果は、防止委員会に報告する。

(調停委員会の役割等)

第16条 調停委員会の役割等については、別に定める「キャンパス・ハラスメント調停委員会細則」に拠る。

第6章 防止委員会の手続き

(防止委員会の開催)

第17条 委員長は、必要に応じて防止委員会を開催し、議長となる。

(定足数・議決)

第18条 防止委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、議事を開くことができない。

2 防止委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第19条 防止委員会は、必要に応じて、第7条に規定する委員以外の者の会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(報告)

第20条 委員長は、問題解決の方法並びに進展状況及び結果について、防止委員会へ報告しなければならない。

2 委員長は、必要に応じて、前項に規定する事項について理事長へ報告しなければならない。

第7章 その他

(啓発)

第21条 防止委員会は、キャンパス・ハラスメント防止のため、全学関係者の啓発に努める。

(守秘義務)

第22条 防止委員会の委員及び関係者は、任期中、退任後及び退職後も職務上知り得た事項について、他に漏らしてはならない。

2 防止委員会の委員及び関係者は、当事者の名誉及びプライバシー等を侵害すること

のないよう、慎重に対応しなければならない。

(記録の保管)

第23条 相談への対応に当たって入手又は作成したすべての文書を厳重に保管しなければならない。保管期間は原則として、ケース終結年の翌年の年度末までとする。

(改廃)

第24条 この規程の改廃は、防止委員会の議を経て、理事会に報告する。

附則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成12年6月1日から施行する。

附則

この規程は、平成15年1月30日から施行する。

附則

この規程は、平成19年10月1日から改定施行する。

[キャンパス・ハラスメント相談員細則及び同調停委員会細則の制定、委員の任期の明確化]
平成19年9月20日理事会決定

附則

この規程は、平成23年10月1日から改定施行する。

[キャンパス・ハラスメント防止委員・相談員の役割の明確化]
平成23年9月15日理事会決定

附則

この規程は、平成25年4月1日から改定施行する。

[キャンパス・ハラスメント防止委員(大学)を1名増員]
平成25年3月19日キャンパス・ハラスメント防止委員会にて承認後、平成25年3月21日理事会報告